**町営住宅について**

* 入居の申込みができる人

次の条件をすべて満たす方です。

（１）現在住宅に困っている。

（２）町内に住所または勤務場所がある。

（３）所得が所定の月収額基準に該当している。（下記、計算方法を参照ください）

（４）税金等の滞納がない。

（５）持ち家など固定資産を所有していない。

（６）同居親族または同居しようとする親族がいる。

（７）申請者または同居する者が暴力団員でないこと。

**月収額の計算方法**

**月収額**＝[①所得金額－②同居親族控除－③その他の控除]÷１２

1. 所得金額（世帯に所得者が２人以上いる場合は全員の所得を合算。）

|  |  |
| --- | --- |
| ②　同居親族控除 | |
| 申込者を除く同居者 | １人につき３８万円 |
| ③　その他の控除（該当する場合にのみ控除します） | |
| 老人配偶者・老人扶養親族（70歳以上） | １人につき１０万円 |
| 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） | １人につき２５万円 |
| 障　　　害　　　者  （特　別　障　害　者） | １人につき２７万円  （１人につき４０万円） |
| 寡　婦　・　寡　夫 | ★２７万円 |
| 別居扶養親族 | １人につき３８万円 |

(注)★印：本人の所得金額が控除額未満のときは所得金額を限度とします。

**月収額基準**

○　本来階層世帯の月収額　　１５８，０００円以下

○　裁量階層世帯の月収額　　２１４，０００円以下（下記の①～⑦裁量階層世帯）

＊　つぎのいずれかに該当される方は、単身でも申込みをすることができます。

①　６０歳以上の方

②　身体障害者（障害程度１級から４級）

③　精神障害者（障害程度１級から２級）

④　知的障害者（手帳の交付を受けた人）

⑤　戦傷病者

⑥　原子爆弾被爆者

⑦　海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から５年を経過していない方

⑧　生活保護法に規定する被保護者

⑨　ＤＶ（配偶者暴力）被害者（裁判所の保護命令等を受けてから５年を経過していない方）

　　　　●申込みできない人

* 現に県営住宅または市町営住宅に住んでいる方。
* 家族を不自然に分離または集合した方。
* 入居申込について

町営住宅の募集は、空室ができ、入居できる状態になった時に、その都度、広報等で募集のお知らせをします。下記、宇多津町営住宅申込書等様式をダウンロードして必要事項をご記入・押印のうえ、添付書類と一緒にご提出ください。

＊提出書類

・住民票（入居申込者の世帯全員のもので、本籍・続柄が記載されているもの）

・所得課税控除証明書（市区町村長が発行するもの）

・納税証明書（市区町村長が発行するもの）

・その他

＊個人番号届出書の提出により、住民票及び所得証明書を省略できる場合があります。

＊婚約中の方、障がいのある方、単身の方など上記のほかにも書類が必要です。

＊なお、単身入居の方は入居者資格審査のため、入居の申込みをした方本人と面接をいたします。

●入居予定者の決定について

　　　　　入居申込みの人数が、募集戸数を上回る場合においては、募集締め切り後、入居者資格の審査等を行い、多数の場合は抽選により決定します。

* 家賃について

入居世帯の所得（世帯員全員の所得を合算）、町営住宅の場所、各部屋の床面積、

町営住宅の建築年度などによって算定されます。

* 入居時の手続きについて

（１）連帯保証人を１名定め、使用請書に入居者及び連帯保証人の実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付してください。さらに、連帯保証人は所得課税証明書が必要です。

（２）家賃の３か月分に相当する敷金の納付が必要です。

＜宇多津町営住宅＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団地名 | 位 置 | 建築年次 | 構 造 |
| 新開南 | 宇多津町2609番地2 | 平成９年  平成10年 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造３階建  鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造３階建 |
| 新　町 | 宇多津町3590番地 | 平成13年 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造7階建 |

＊募集を停止している住宅は記載していません。

＊法改正等があった場合、内容が変更になることがあります。

＊町営住宅申込み等について、詳しくは下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

**地域整備課　住宅担当　ＴＥＬ0877-49-8012**